

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：青森県平内町水道事業

事業名	末端給水事業、簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	S32. 2. 1	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名※	青森県平内町	職員数※（H19. 4. 1現在）	4
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	175円(H18)	公営企業債現在高（百万円）	2,724(H18)
累積欠損金（百万円）	54(H18)	利益剰余金又は積立金（百万円）	
不良債務（百万円）	0	財政力指数※	0.263(H18)
資金不足比率（%）		実質公債費比率※（%）	17.3(H19)
		経常収支比率※（%）	87.8(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。  
3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	青森県平内町水道事業公的資金補償金免除繰上償還に係る経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	青森県平内町長 逢坂雄一
既存計画との関係	平内町集中改革プラン（計画期間：平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	ホームページに掲載、平成20年3月議会で説明予定
基本方針	平内町水道事業は将来にわたって住民生活に不可欠なサービスを提供する役割を果たすため経営改革に積極的に取り組んできたところである。また、平成18年3月に策定された平内町集中改革プランを基に、厳しい社会経済情勢と地方財政の状況を踏まえ、一層の自助努力により独立採算性の基本原則に立脚した経営に努めることを目標に、更なる経営改革を重ね財政の健全化を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	315.8	202.3	92.7	610.7
	補償金免除額	46.8	54.9	14.5	116.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	0	0	0	0

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債			1,699	1,699
	上水道事業債			8,165	8,165
	上水道事業債			5,622	5,622
	上水道事業債			14,311	14,311
	上水道事業債			12,434	12,434
	上水道事業債		202,263		202,263
	上水道事業債	65,960			65,960
	上水道事業債	237,836			237,836
	簡易水道事業債			23,833	23,833
	簡易水道事業債			23,857	23,857
	簡易水道事業債			2,735	2,735
	簡易水道事業債	12,026			12,026
合 計 (A)		315,822	202,263	92,656	610,741
再掲 ※上記のうち 一般会計負担分					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		315,822	202,263	92,656	610,741

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
再掲 ※上記のうち 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	654		138	792
合 計 (A)		654		138	792
再掲 ※上記のうち 一般会計負担分		0	0	0	0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		654	0	138	792

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	当町は、青森市と野辺地町が隣接し、各集落が分散している地理にあり浄水施設及び配水施設が7箇所と比較的多いため、これらの維持管理費が嵩むことと、管路延長が長いため、施設投資の割には効率の悪い経営を強いられている。建設改良費に係る企業債償還利息も総費用の約33%～36%を占め経営の障害のひとつになっている。又、通勤通学はじめ生活圏域となっている隣接市町の10㎡当たりの家事用料金は当町よりもいずれも低く設定されているため料金改定を実施するには容易でない点がある。
経営課題	<p>課 題 ① 建設改良事業の縮減と企業債の抑制並びに維持補修の抑制</p> <p>事業費の見直しにより単年度事業量の圧縮、工事費用の縮減を図り、それに伴う企業債の発行を抑制。又、できるだけ施設の更新は控え、補助事業の石綿セメント管の更新に重点を置き継続する。維持費の抑制をするため電力供給の変更契約により事業者にも有利となる電気料金の低額化を図るとともに、積極的に漏水調査をすることにより動力費の増額防止と薬品費の節減に努める。</p>
	<p>課 題 ② 高金利企業債の解消</p> <p>過去の企業債発行の中で、高金利分については借換債発行により償還金利息の軽減を図る。また、本制度を活用し更なる軽減を図る。</p>
	<p>課 題 ③ 水道料金の改正</p> <p>平成13年に従来料金から12.9%の値上げを実施した。その後も更なる見直しが必要と考えられたため、平成18年度に改定の予定で計画を進めていた。しかし農・漁業集落排水事業開始後の18年度に公共下水道事業が供用開始されることとなり下水道料金の改正と重なったため、同時改定を回避することから見送った。今後、社会情勢を見ながら料金改正について検討する。</p>
	<p>課 題 ④ 給水人口の減少</p> <p>少子高齢化により人口が減少していること等から、料金の伸びは見込めないが、下水道整備により水洗化普及率の向上に期待するも、節約傾向にある。</p>
留意事項	平成17年度において、行財政改革により事務のコスト削減、職員数の削減等の観点から水道課、下水道課、建設課を統合し、地域整備課とした。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円,%)

区 分		年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	46	25	12	31	6	117	211	324	9	9
	2. 他 会 計 出 資 金	10	1	1	2						
	3. 他 会 計 補 助 金				3			16	14		
	4. 他 会 計 負 担 金										
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	8	8	5	4	3	3	3	3	3	3
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金				1		5				
	9. そ の 他										
		計 (A)	64	34	18	41	9	125	230	341	12
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	64	34	18	41	9	125	230	341	12	12
支 出	1. 建 設 改 良 費	83	77	30	28	14	45	18	18	18	19
	うち 職 員 給 与 費										
	2. 企 業 債 償 還 金	103	105	119	144	141	236	340	459	143	139
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他										
	計 (D)	186	182	149	172	155	281	358	477	161	158
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	122	148	131	131	146	156	128	136	149	146
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	330	321	293	246	218	176	119	100	98	98
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		3					9	36	53	62
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他										
	計 (F)	330	324	293	246	218	176	128	136	151	160
	補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)										
	積 立 金 現 在 高		3								
企 業 債 現 在 高	企 業 債 現 在 高	3,159	3,079	2,972	2,858	2,724	2,605	2,476	2,341	2,207	2,077
	うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	3,159	3,079	2,972	2,858	2,724	2,605	2,476	2,341	2,207	2,077
	うちその他に係るもの										

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分		年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	うち基準内繰入金	30	20	6	5	5	5	5	5	5	5
	うち基準外繰入金	30	20	6	5	5	5	5	5	5	5
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの										
資 本 的 収 支 分	うち基準内繰入金	10	1	1	2			16	14		
	うち基準外繰入金	10	1	1	2						
	うち基準外繰入金				3			16	14		
	うち赤字補てん的なもの							16	14		

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	99.7	99.1	91.2	97.1	98.0	101.0	107.3	114.0	117.1	117.6
総収支比率(法適用) (%)	100.8	100.0	92.5	98.1	99.0	102.0	108.2	114.8	118.0	118.4
経常収支比率(法適用) (%)	100.8	100.0	92.5	98.1	99.0	102.0	108.2	114.8	118.0	118.4
営業収支比率(法適用) (%)	143.7	145.7	135.9	147.5	146.5	148.0	153.4	154.9	154.1	154.1
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	6.4	6.5	15.0	17.6	18.2	15.9	3.7	—	—	—
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準内繰入金 (%)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準外繰入金 (%)									
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)									
	うち赤字補てん的なもの (%)	0.1	0.1							
	資本的収入分 (%)	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	うち基準内繰入金 (%)	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準外繰入金 (%)									
	うち赤字補てん的なもの (%)									

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	水道料金審議会(町議会議員5名、家事用使用者4名、営業用使用者4名、産業団体用使用者3名、学識経験者4名、計20名)の答申に基づき、平成13年5月1日から従来の利用料金より平均12.9%の値上げを実施した。その後も更なる見直しが必要と考えられたため、平成18年度に改定の予定で計画を進めていた。しかし、農・漁業集落排水事業開始後の18年度に公共下水道の供用が開始されることとなり下水道料金が改正されたため、同時改定を回避するため見送った。尚、今後も一層の自助努力をするが、社会情勢を見ながら料金改正について慎重に検討する。
2 他会計繰入金の見込み	平成9年度から11年度まで80,000千円、12年度には50,000千円、13年度から14年度まで30,000千円繰り入れしていたが一般会計財政の逼迫から町長部局との協議により15年度は簡易水道高料金対策として20,000千円、16年度は6,000千円、17年度は5,000千円、18、19年度は4,500千円まで減額した。今後も同額を見込むものとする。また、資本的収支における繰入金については、今までは収支の不足額は内部留保資金により補てんしてきたが、20年度から資金不足となる見通しであることから負担金(補助金)として繰り入れするものである。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資は予定していない。また、現時点では資産売却の予定はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	収益的収入については、少子高齢化により著しく人口が減少しているため減収していることと、18年度より公共下水道が供用開始され普及率の向上を期待するも、節水意識の高揚等により収入の伸びは見込めない等の理由から横這とした。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="147 288 611 411">○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li data-bbox="147 411 611 1018">○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="197 523 611 651">◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li data-bbox="197 651 611 778">◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li data-bbox="197 778 611 906">◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li data-bbox="197 906 611 1018">◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>町全体として健全な財政機構を構築していく上からも、職員数の削減に努めてきた。また、民間委託の積極的な推進を図るとともに課の統合も合わせて、集中改革プラン(H17.4.1 5人→H22.4.1 5人)を上回る削減を実施している。(平成16年度 7名、17年度 5名、18年度 4名、19年度 4名、20年度 3名 )</p> <p>給与構造の見直しについては完全実施しているところである。特殊勤務手当はない。</p> <p>現在技能労務職はおらず、今後も採用の予定はない。</p> <p>平成19年1月1日より退職時特別昇給を廃止した。</p> <p>職員一人当たり8,000円の拠出金(町職員組合への拠出金)については、平成11年度以降据え置きしていたが、平成19年度からは職員一人当たり5,000円とした。今後の拠出金についても、職員組合との話し合いも含めて検討していく。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="147 1129 611 1265">○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li data-bbox="147 1265 611 1401">○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</li> </ul>	<p>(課題①) 1. 漏水調査を積極的に実施し、発見補修することで動力費の増額の防止や薬品費の節減を図っている。2. 電算化により事務の簡素化、効率化を進め経常経費の節減を図っている。3. 建設改良費の単年度分の事業量圧縮により工事費用の縮減を図っている(H13=301. H14=83. H15=77. H16=30. H17=28. H18=14)。</p> <p>(課題①) 人的・技術的に当事業の民営化・民間移譲先が当町にはないことから難しいと考えているが、今後の事業の方向性を検討した場合、アウトソーシング等を進めた方が良いのではないかと考えている。現時点では、施設の環境整備、機器の日常点検、濾過砂入れ替えなど町事業体で実施できるものは極力職員で行うものとし、業務委託料の節減を図っている。但し、業務委託の方が節減になる日当直、メーター検針や、専門知識(水質検査、電気電子精密機器保安、メーター交換等)の必要なものは業務委託している。</p>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>（課題③）平成13年に従来の料金から12.9%の値上げを実施した。その後も更なる見直しが必要と考えられたため、平成18年度に改定の予定で計画を進めていた。しかし農・漁業集落排水事業開始後の18年度に公共下水道事業が供用開始されることとなり下水道料金改正と重なったため、同時改定を回避することから見送った。今後、社会情勢を見ながら料金改正について検討する。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>町ホームページ、広報紙により予算状況並びに決算状況を住民に情報提供している。</p> <p>町の行財政改革の中で毎年実施している。</p>
<p>5 その他</p>	<p>料金未納者（滞納者）に対し、未納通知書、督促状により告知し料金納入をお願いしている。また、電話催告と日中夜間を問わず随時料金徴収を実施している。生活困窮滞納者には分割払いで納入させている。再三にわたり告知を重ねても納入の誠意が見られないと判断した場合は給水停止を執行している。（夜間徴収並びに随時徴収における年間取扱金額は30万円～40万円）</p> <p>（課題④）給水人口減少が余儀なくされているため下水道事業（農・漁業集落排水、公共下水道）の加入率の増加により料金収入について18年度の実績を保持するか、できれば増額を図りたい。（農集加入率H18=79.9%、漁集加入率H18=55.3%、公共加入率H18=19.7%、）</p> <p>（課題②）高金利対策として平成17年度に公営企業金融公庫分の未償還元金17,493,014円について17,000,000円を借り換えし（利率8.1%→1.8%）、支払利息の軽減を図った。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。

なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	集中改革プラン(H17.4.1 5名 → H22.4.1 5名)を上回る削減を実施している。H20.4.1は3名とする。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	自助努力により経営の効率化は図られている。更に継続していくことで、今後の経営状況の見通しによれば21年度に剰余金が発生する予定である。それらを視野に入れて料金改正時期を検討する。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	維持管理費の抑制のため電力供給の変更契約により動力費(電気料金)の低額化を図った。  料金滞納者に対し電話催告と日中夜間を問わず随時料金徴収を実施し、状況によっては給水停止を執行している。生活困窮者については分割払いで納入させている。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実 績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
<b>【収入の確保】</b>														
	料金改定率													
	改善額(料金の適正化)※1													
4	未収金の徴収対策	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	改善額	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	2.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5	
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他( )													
	改善額													
<b>【経費の削減】</b>														
1	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	48.6	48.0	47.7	35.7	30.1		30.1	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	
	改善額	0.0	0.0	0.0	12.0	17.6	29.6	17.6	28.7	28.7	28.7	28.7	132.4	
	給与水準	30.3	30.3	30.0	22.5	19.9		19.9	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	
	改善額	0.0	0.0	0.0	7.5	10.1	17.6	10.1	17.0	17.0	17.0	17.0	78.1	
	その他(手当)	18.3	17.7	17.7	13.2	10.2		10.2	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	
	改善額	0.0	0.0	0.0	4.5	7.5	12.0	7.5	11.7	11.7	11.7	11.7	54.3	
	職員給与費(退職手当)													
1	職員数(人)	7	7	7	5	4		4	3	3	3	3	3	
	増減数(人)				△2	△1	△3	△1					△1	
4	維持管理費等	71.1	63.2	67.0	58.8	63.5		63.0	63.0	63.0	63.0	63.0	63.0	
	改善額(適正化)	0.0	7.9	4.1	12.3	7.6	31.9	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.5	
	工事コスト※2													
	改善額(縮減額)													
	その他( )													
	改善額													
	累積欠損金比率	6.4	6.5	15.0	17.6	18.2		15.9	3.7	-	-	-	-	
	増 減	△1.0	0.1	8.5	2.6	0.6		△2.3	△12.2					
	企業債現在高	3,158.6	3,078.7	2,971.7	2,858.3	2,723.6		2,604.5	2,475.1	2,340.2	2,206.5	2,076.4	2,076.4	
	増 減	△57.4	△79.9	△107.0	△113.4	△134.7		△119.1	△129.4	△134.9	△133.7	△130.1	△130.1	
							計画前5年間改善額 合計	63.5					改善額 合計	135.4
													(参考) 補償金免除額	116.2

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	13691	13502	13318	13100	12805	12805	12805	12805	12805	12805
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	1321	1311	1281	1231	1193	1193	1193	1193	1193	1193
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	6170	6170	6170	6170	6170	6170	6170	6170	6170	6170
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	5520	5520	5224	5453	5494	5494	5494	5494	5494	5494
最大稼働率(%)	93.5	89.5	84.7	88.4	89	89	89	89	89	89
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	246	244	244	243	246	246	246	246	246	246
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	270	261	272	254	256	256	256	256	256	256

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

県保健衛生課ヒアリングでの概要は、21年度までに狩場沢、童子、土屋、浪打地区の簡易水道を認可変更により上水道とすることで28年度まで補助対象となる。条件次第では28年度以降も補助対象となる。又、認可変更申請ができる次の条件が整っている。1. 会計方式は、法適用企業会計であり収支が明瞭であること。2. 水道料金設定は、簡易水道、上水道の区別なく適正料金で設定されていること。3. 土屋簡易水道を除く各浄水場の監視は機械管理により上水道小湊浄水場で24時間体制で監視されていること。これらを基本的な考え方として協議を進めることとしている。